

分 収 造 林 の 概 要

1 制度

国との契約により、貴方（以下「造林者」という。）が国有林に植えて育てた木が成林した時に、造林者と国とがあらかじめ決められた分収割合により収益を分け合う制度です。（地上権を設定するものではありません。）

収益分収の割合は、造林者100分の70、国100分の30となります。

収益分収は、樹木（以下「分収木」という。）の売払い代金をもってしますが、国が保存すべき分収木がある場合は、材積をもってすることができます。分収木の売払いは、森林管理局長又は森林管理署長等（森林管理署長又は森林管理事務所長をいう。以下同じ。）が造林者と協議して行い、また材積分収をする場合は、森林管理署長等が造林者と協議して国の分収する分収木を指定します。

2 設定の内容

① 所在及び面積、②契約の存続期間、③植栽樹種及びその本数、④植栽の期間及び方法並びに保育の方法、⑤伐採の時期及び方法、⑥収益分収の割合、⑦その他特約条項について契約を締結します。（契約書式は別添のとおり。）

3 分収木の持分等

- (1) 分収造林契約に基づき植栽した分収木は、国と造林者との共有とし、それぞれの持分は契約に定められた収益分収割合によります。
- (2) 根株は国の所有とします。ただし、契約をもって特別の定めをすることができます。
- (3) 分収造林契約後において天然に生じた樹木であって、分収木と共に生育させるものとして森林管理署長等が指定したものは、分収木とみなします。
- (4) 民法第256条（共有物の分割請求）の規定は分収木には適用されません。
- (5) 材積をもって分収する場合には、造林者は森林管理署長等が指定する期間内に、その分収木の搬出を終わらなければなりません。
- (6) 分収造林に関し第三者から受け取った賠償金等は、その請求に要した経費を差し引き、収益分収の割合により分収します。

4 分収造林契約の存続期間

80年を超えることができません。ただし、造林者から長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申し出があり、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、延長を認めます。この場合の延長する期間は1回ごとに80年を超えることはできません。

5 保護義務

造林者は分収造林地について、①火災の予防及び消防、②盗伐、誤伐、その他の加害行為の予防及び防止、③有害動植物の駆除及びその蔓延の防止、④境界標その他の標識の保存の義務を負わなければなりません。

また、分収造林又はその付近に火災等の被害が発生した場合には、遅滞なく森林管理署等に通報し、かつ応急の措置をとらなければなりません。

6 林産物の採取

造林者は分収造林地の、①下草、落葉及び落枝、②木の実及び木のこ類、③分収造林契約後に天然に生じた樹木（3の（3）により森林管理署長等が指定したものは除く。）、④植栽後20年以内において手入れのため伐採する分収木を採取することができます。

7 権利の処分等の制限

造林者は、その権利を担保に供し、又は処分することができません。ただし森林管理局長の許可を受けた場合は、この限りではありません。

8 目的外使用

許可を受けないで分収造林契約の目的以外の目的に使用できません。

9 分収造林契約の解除

以下のときには、分収造林契約を解除することができます。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき。
- (2) 植栽期間が満了しても植栽を完了しないとき。
- (3) 植栽の終わったあと5年を経過しても成林の見込みがないとき。
- (4) 契約に定められた植栽、手入れ又は伐採の方法に従わないとき。
- (5) 5に定める保護義務の実施を怠ったとき。
- (6) 森林管理局長の許可を受けないで目的外使用をしたとき。
- (7) 造林者がその分収造林につき罪を犯したとき。

※分収造林契約を解除した場合は、植栽を終わった樹木は国の所有になります。

※国又は地方公共団体において、公用・公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要が生じたときには、分収造林契約を解除することができます。この場合、造林者は損失の補償を求めることができます。

10 申 請

申請書に位置図・実測図・造林計画書等を添えて、森林管理署長等を通じて森林管理局長へ提出して下さい。

11 契約書の作成

森林管理局長が契約を締結しようと定めた者に対して、その旨を通知します。通知を受けた者は、指定された期日までに契約書の作成に応じなければなりません。

12 規約書の作成

グループ等が造林者である場合は、森林管理局長と協議して、①代表者、②林野の保護、③林産物の採取及び分配、④違約者の処置、⑤その他必要な事項を記載した規約書を作成しなければなりません。また、この規約書を変更しようとする場合は、森林管理局長の承認を受けなければなりません。

13 森林管理署長等の指示

防火線、通路の開設・改修又は手入れのため分収木を伐採しようとする場合は、森林管理署長等の指示を受けなければなりません。

14 境界標及び標識の設置

分収造林地には境界標及び国有林名、種類、面積、存続期間並びに造林者の氏名又は名称を記載した標識を設置しなければなりません。

15 被害発生の届け出

分収造林地について被害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、遅滞なく森林管理署長等に届けなければなりません。

16 施業実施報告

造林計画書において予定されている施業を実施したときは、分収造林地の現況及び施業の実施結果を当該年度の末日までに森林管理署長等に報告しなければなりません。

17 造林、保育、保護管理を委託する場合

分収造林申請書にその旨を記載しなければなりません。なお受託者の紹介を森林管理署長等に依頼する場合は、申請と同時に申し出て下さい。

(昭和 100 年記念分収造林、グリーン・シェアリング)

分 収 造 林 契 約 書 (案)

国 (以下「甲」という。) と造林者 (以下「乙」という。) とは、国有林野の管理経営に関する法律 (昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。) 及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則 (昭和 26 年農林省令第 40 号。以下「規則」という。) に基づき、別紙 1 条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各その一通を保有する。

年 月 日

国
契約担当官

造林者 住所
氏名

記

- 1 分収林の所在
- 2 分収林の実測面積
(別紙図面のとおり) ヘクタール
- 3 契約の存続期間
- 4 植栽樹種及びその本数
- 5 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
(別紙造林計画書のとおり)
- 6 伐採の時期及び方法
- 7 収益分収の割合
- 8 特約事項
(別紙 2 「暴力団排除に関する特約条項」のとおり)
(別紙 1)

第1条 乙は別紙の造林計画書により造林を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2 甲は、乙から造林等についての技術指導を求められたときは必要な指導をするものとする。

第2条 乙は、法第 15 条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第3条 乙は、法第 17 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、同条第 2 項の規定により國の所有に帰することとなる樹木がないときには、契約締結の日から解除の日までの期間につき国有林野管理規程 (昭和 36 年農林省訓令第 25 号。以下「規程」という。) 第 25 条第 1 項、第 26 条及び第 29 条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 404 条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算して得た金額 (以下この条において「貸付料相当額」という。) を法第 17 条第 2 項の規定により國の所有に帰することとなる樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときには、その貸付料相当額と樹木の評定価額との差額を賠償として甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に基づき乙が甲に支払うべき金銭を、甲が定める納付期限までに納付しない場合は、納付期限日の翌日から納付の日までの日数につき、國の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和 31 年政令第 337 号) 第 29 条 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならぬ。

第4条 乙は、甲が法第 11 条第 3 項の規定により天然に生じた樹木を分収木とともに成育させるものとし

て指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨の協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできないものとする。

第5条 乙が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収木の搬出を終わらない場合には、その分収木は国の所有に帰するものとする。

第6条 乙が搬出を終わらない分収木を他人に譲渡する場合には、乙は、搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人に承継させ、かつ、当該譲受人と連帯してその責に任ずる旨を記載した書面に当該譲受人と連署して甲に届け出るものとする。

第7条 乙は、その定款又は規約を変更する場合には、甲の承認を受けなければならない。

第8条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第9条 甲は次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

(1) 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により本契約の目的が達せられる見込みがないと認められる場合

(2) 甲の承認を受けることなく乙がその定款又は規約を変更した場合

第10条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認める場合は、本分収造林契約の解約を申し入れができるものとする。

第11条 前2条により本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収林は収益分収の割合で分収するものとする。

第12条 乙は当該分収造林地に、「昭和100年記念分収造林」と記載した標識を設置するものとする。

第13条 乙は、分収造林契約書「6伐採の時期及び方法」に定める主伐に際し、甲が、伐採区域の分散や保護樹帯の設置などを通じて、森林の公益的機能の持続的発揮と林地保全に配慮した森林施業を実施する必要だと判断する場合には、これに同意するものとする。

第14条 本契約に関し疑義あるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

※第13条は、グリーン・シェアリングの場合のみ。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくても該当しないことを確約する。

2 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を、造林、保育又は保護等の作業に係る請負人又は当該作業を受託した者（以下「請負人等」という。なお、請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(請負人等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに請負人等との契約を解除し、又は請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該請負人等との契約を解除せず、若しくは請負人等に対し当該解除対象者（請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、当該契約の解除された分収木は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害の賠償算定は、本契約書第3条に準じて算出するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(別紙2)

分収造林契約に関する誓約事項

(保護義務等)

第1条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる事項を行うこと。

(1) 火災の予防及び消防

(2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

(3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

(4) 境界標その他の標識の設置、保存

2 火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、速やかに森林管理署長等（森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長をいう。以下同じ。）に報告すること。

3 有害動植物又は森林病害虫による被害が発生したときは、速やかに森林管理署長等に報告するとともに、森林管理署長等と協議の上、適切な措置を講ずること。

4 分収造林地に設置する標識には、正面にあっては分収林の名称及び面積、裏面にあっては国有林名及び林小班名、右側面にあっては契約年月日、存続期間の終期及び植栽樹種、左側面にあっては造林者の住所及び氏名又は名称を記載すること。また、設置に際しては、森林管理署長等に設置場所や設置の必要性の有無等についてあらかじめ協議すること。さらに、標識に異状を発見したときは、速やかに是正措置を行うとともに、森林管理署長等に報告すること。

5 分収造林地が遠隔地にある場合など、造林者が直接管理及び保護ができない場合は、地元の森林組合等に依頼することも可能である。その場合は、管理保護方法についてあらかじめ森林管理署長等に協議すること。

(契約内容の変更等)

第2条 住所変更、氏名変更、相続、法人の代表者の変更など分収造林契約の内容に変更があった場合は、速やかに森林管理署長等に届け出ること。

2 規約書、定款、造林計画書又は分収造林契約の存続期間を変更したい場合は、あらかじめ森林管理局長の承認を受けること。

(その他の申請等)

第3条 防火線若しくは通路の設置若しくは回収又は保育のため分収木を伐採しようとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に協議し、その指示を受けること。

2 分収造林契約を譲渡し若しくは担保に供する場合又は分収造林を目的外に使用しようとする場合は、あらかじめ森林管理局長の許可を受けること。

(林産物の採取)

第4条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる林産物を採取することができる。なお採取にあたっては、分収木を損傷させることのないようにすること。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及び果のこ類
- (3) 分収造林契約のあったあとにおいて天然に生じた樹木であり、森林管理署長が分収木に指定していないもの
- (4) 植栽後20年以内において保育のため伐採する分収木

(解除)

第5条 次に掲げる事由がある場合には、国は分収造林契約を解除することがあるため、注意すること。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき
- (2) 植栽期間が満了しても植栽が完了しないとき
- (3) 植栽後5年経過しても成林の見込みがないとき
- (4) 造林計画書の内容に従わないとき
- (5) 火災の予防等をしなかったとき
- (6) 許可無く目的外使用をしたとき
- (7) 分収林について罪を犯したとき

(その他)

第6条 前各条の外、森林管理署長等により指示があったときは、その指示に従うこと。

分収造林契約の存続期間中、上記事項を遵守する旨誓約いたします。

令和 年 月 日
近畿中国森林管理局長 殿

造林者 住所
氏名 (名称)